

平成29年度第3回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

1 日 時 平成30年3月26日（月） 午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 職員会館かもがわ 大多目的室

3 出席委員 高岡委員長，石田副委員長，小谷委員，佐藤委員，高橋委員，中川委員，
花嶋委員，長田委員，矢野委員，山口委員，山田委員，渡辺委員

※ 上記委員の他，京都府環境部循環型社会推進課池田課長がオブザーバーとして出席。

4 議事内容

(1) 平成29年度第1回会議の摘録の確認について

資料1に基づいて事務局から説明した後，委員から指摘があったため，修正をしたうえでHPに掲載する旨を伝えた。（3月27日に掲載済み。）

(2) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料2に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委 員：産廃処理・3R等優良事業場認定制度（産廃チェック制度）において，平成29年度の3年連続に該当する事業場が0件となっているのはなぜか？

事務局：産廃チェック制度は年度ごとに事業場から申請されるものであり，今年度に申請された事業場（20件）の中に，3年連続に該当する事業場がいなかった。本制度は3年連続で認定されると殿堂入りとなるため，新規に申請・認定される事業場を増やし，優良な排出事業者につなげていきたい。

委 員：PCB廃棄物保管届出書の件数は，毎年減少しているが，平成29年度は平成28年度から増えていることは，掘り起こし調査の効果と考えてよいか？

事務局：その効果が大きいと考えている。平成29年1月及び同年5月に自家用電気工作物設置者（約3,700件）に掘り起こし調査を実施し，65事業者にPCB廃棄物保管届未届が見つかり，届出書を提出するように指導した。また，1,700件程度の事業者が未回答であることから，今後さらに増える可能性がある。さらに，今後は蛍光灯安定器に係る掘り起こし調査（約2万件）を実施予定であり，大幅に増える可能性もある。

(3) 施設見学について

平成29年度第2回会議として，平成30年2月8日にJESCO大阪PCB廃棄物処理施設の現地視察を実施した（実施報告と当日資料を資料3として添付）。その時に参加された委員に意見を求めた。

委 員：安心，安全を最優先にした立派な施設で，処理費用が高いのが印象的であった。

委 員：世界の例を見ると，PCB廃棄物は焼却処理が主流であり，処理費用も比較的安い。日本も過去に焼却処理を検討したが，地元住民の反発が強く，焼却処理を断念し，処理費用が高い化学処理を採用せざるを得なかったとの経過がある。その化学処理の施設を視察でき，処理方法から安全対策まで学ぶことができ，有意義であった。

委員：PCB廃棄物がまだ多く残存していることを知ったとともに、PCB廃棄物そのものを知らない人がいることを怖いと感じた。中小企業を含め、周知を徹底すべきだと思うし、その役割を行政に担ってほしい。

委員：PCB廃棄物をよく知らないまま参加したため、非常に勉強になった。処理期限が迫っていることが懸念材料であり、大企業は独自でも対応できると思うが、中小企業への対策が重要だと思う。

(4) PCB廃棄物の適正処理対策について

資料4に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：自家用電気工作物設置事業者への掘り起こし調査の状況は分かったが、蛍光灯安定器の掘り起こし調査の進捗はいかがか？

事務局：現在、データの整理をしている。国の動きもあり、資産税課から家屋データを入手したものの、当該家屋の所有者の情報がなかったため、法務局から入手したデータも用いて、不足データを補う突合作業に非常に苦慮している。これは本市のみならず、どこの自治体でも同じ状況である。

委員：広報媒体として、SNSを使用しているとのことだが、何を使用しているか？

事務局：フェイスブックである。

委員：PCB廃棄物を知っている年代は限られているため、その年代をターゲットにできれば効果が大きいと思う。

事務局：掘り起こし調査を実施した自家用電気工作物設置者のうち、未回答の約1,700事業者に対して、督促文書を平成30年3月中旬に送付した。回答率を上げるための今後の取り組みについて、何か意見や助言等あれば教えていただきたい。

委員：未回答の事業者に送付することから、行政処分や費用負担等について記載し、回答しないと不利益になることを周知する必要があるのでは？

委員：処理料金の目安も提示した方がよいのでは？

委員：業界団体へのアプローチが効果的だと思う。行政以外には、産業廃棄物処理業者に営業活動させるのも一つの手法でないか？

委員：PCB廃棄物を知らない人のためにも、PCBの基礎情報も記載してはどうか？

委員：メルマガや会報誌も有効に活用していただきたい。依頼があれば、掲載を検討する。

事務局：いただいた御意見を参考に、今後も引き続き取り組んでいく。

委員：不利益処分とはどういったものがあるか？

事務局：罰金や懲役もあるが、平成32年度以降は、命令→勧告→代執行を実施していくことになる。廃棄物処理法の代執行の要件は、「生活環境保全上の支障」に関する条件があるが、PCB特措法の代執行の要件は、「生活環境保全上の支障」があると判断できない場合でも、代執行の手続に入ることができるよう執行のハードルが低くなっている。ただし、代執行は手続面や経費面等の負担が大きいため、代執行に至らないように、事業者に対して、期限内に適正処理できるように進めていくつもりである。

(5) 次回会議の日程

次回は平成30年6月頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。

(6) その他

特になし。

以上